（特定同族会社等の特別税率の適用がある場合の地方法人税の額）

第十一条　内国法人が各課税事業年度において法人税法第六十七条第一項又は第八十一条の十三第一項の規定の適用を受ける場合には、第六条第一号又は第三号に定める基準法人税額に対する地方法人税の額（以下この章において「所得地方法人税額」という。）は、前条の規定にかかわらず、同条の規定により計算した所得地方法人税額に、同法第六十七条第一項又は第八十一条の十三第一項に規定する合計額に百分の四・四を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（外国税額の控除）

第十二条　内国法人が各課税事業年度において法人税法第六十九条第一項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の同項に規定する控除対象外国法人税の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、第十条の規定を適用して計算した当該課税事業年度の所得地方法人税額のうち当該内国法人の当該課税事業年度の所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の所得地方法人税額から控除する。

2　連結親法人が各課税事業年度において法人税法第八十一条の十五第一項の規定の適用を受ける場合又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が当該課税事業年度終了の日の属する連結事業年度において同項の規定の適用を受ける場合において、当該連結親法人の当該課税事業年度の同項に規定する個別控除対象外国法人税の額が当該連結親法人の同項に規定する連結控除限度個別帰属額を超えるとき、又は当該連結子法人の当該連結事業年度の同項に規定する個別控除対象外国法人税の額が当該連結子法人の同項に規定する連結控除限度個別帰属額を超えるときは、当該課税事業年度の地方法人税控除限度額で当該連結親法人又は当該連結子法人に帰せられる金額として政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の所得地方法人税額から控除する。

3　前項に規定する地方法人税控除限度額とは、連結親法人の各課税事業年度の第十条の規定を適用して計算した所得地方法人税額のうち当該課税事業年度の連結所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。

4　法人税法第六十九条第九項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

5　第一項又は第二項の規定は、地方法人税確定申告書、修正申告書又は国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書に第一項又は第二項の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う地方法人税額の控除）

第十三条　内国法人の各課税事業年度開始の日前に開始した課税事業年度（当該各課税事業年度終了の日以前に行われた当該内国法人（当該内国法人が連結親法人である場合には、当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。）を合併法人とする単体間適格合併又は連結内適格合併に係る被合併法人の当該単体間適格合併の日前に開始した課税事業年度又は当該連結内適格合併（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。）の日の前日の属する課税事業年度（以下この項において「被合併法人課税事業年度」という。）を含む。）の第六条第一号又は第三号に定める基準法人税額に対する地方法人税につき税務署長が更正をした場合において、当該更正につき第二十九条第一項の規定の適用があったときは、当該更正に係る同項に規定する仮装経理地方法人税額（既に同条第二項、第三項又は第七項の規定により還付されるべきこととなった金額及びこの項の規定により控除された金額を除く。）は、当該各課税事業年度（当該更正の日（当該更正が被合併法人課税事業年度の第六条第一号又は第三号に定める基準法人税額に対する地方法人税につき当該適格合併の日前にしたものである場合には、当該適格合併の日）以後に終了する課税事業年度に限る。）の所得地方法人税額から控除する。

2　前項に規定する単体間適格合併とは、連結法人以外の法人が当該法人を被合併法人とし、連結法人以外の他の法人を合併法人とする適格合併を行う場合の当該適格合併をいい、同項に規定する連結内適格合併とは、連結子法人が当該連結子法人を被合併法人とし、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とする適格合併を行う場合の当該適格合併をいう。

（税額控除の順序）

第十四条　前二条の規定による所得地方法人税額からの控除については、まず第十二条の規定による控除をした後において、前条の規定による控除をするものとする。

（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）

第十五条　連結親法人が地方法人税確定申告書を提出する場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人に各課税事業年度又は当該各課税事業年度終了の日の属する連結事業年度の第六条第三号に定める基準法人税額に対する地方法人税の負担額として帰せられ、又は当該地方法人税の減少額として帰せられる金額は、当該連結親法人又は各連結子法人の当該課税事業年度又は当該連結事業年度の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。以下この項において同じ。）がある場合にはそれぞれ当該個別所得金額に当該課税事業年度の連結所得に対して適用される法人税の税率（以下この項において「適用法人税率」という。）を乗じて計算した法人税の額の百分の四・四に相当する金額と加算調整額（当該連結親法人又は連結子法人に係る第一号に掲げる金額をいう。以下この項において同じ。）とを合計した金額から減算調整額（当該連結親法人又は連結子法人に係る第二号及び第三号に掲げる金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）を控除した金額又は減算調整額から当該個別所得金額に適用法人税率を乗じて計算した金額の百分の四・四に相当する金額と加算調整額とを合計した金額を控除した金額とし、当該連結親法人又は各連結子法人の当該課税事業年度又は当該連結事業年度の個別欠損金額（同法第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額をいう。以下この項において同じ。）がある場合にはそれぞれ加算調整額から当該個別欠損金額に適用法人税率を乗じて計算した金額の百分の四・四に相当する金額と減算調整額とを合計した金額を控除した金額又は当該個別欠損金額に適用法人税率を乗じて計算した金額の百分の四・四に相当する金額と減算調整額とを合計した金額から加算調整額を控除した金額とする。

一　第十一条に規定する合計額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額

二　第十二条第二項の規定による控除をされる金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額

三　第二十三条第一項の規定により還付を受ける金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額

2　前項の連結親法人が法人税法第八十一条の十二第二項の規定の適用を受ける連結親法人である場合には、各課税事業年度の連結所得の金額につき同条の規定により計算した法人税の額の当該連結所得の金額に対する割合（連結所得の金額がない課税事業年度にあっては、同項に規定する年八百万円以下の金額に対して適用される税率）を前項に規定する適用法人税率として、同項の規定を適用する。

3　前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　申告、納付及び還付等

第一節　中間申告

（中間申告）

第十六条　法人税法第七十一条（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）又は第八十一条の十九の規定による申告書を提出すべき法人は、これらの申告書に係る課税事業年度開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一　当該課税事業年度の前課税事業年度の地方法人税確定申告書に記載すべき第十九条第一項第二号に掲げる金額（以下この条において「地方法人税額」という。）で当該課税事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもの（次項及び第七項において「確定地方法人税額」という。）を当該前課税事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額（次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額）